

## 人種差別撤廃条約に関する日本政府報告書審査について

兵庫県弁護士会会員

**吉井 正明**

*Yoshii, Masaaki*

東京弁護士会会員

**北村 聰子**

*Kitamura, Satoko*

東京弁護士会会員

**須田 洋平**

*Suda, Yohei*

### 1 事前の日弁連の活動について

国連の条約機関である人種差別撤廃委員会（以下「委員会」という。）が、2018年8月にイスラエルのジュネーヴにおいて、人種差別撤廃条約（以下「条約」という。）の日本の履行状況を記した日本政府報告書の審査を行った。

日弁連は、かかる審査に先立ち、日本政府報告書に対する日弁連報告書を委員会に提出し、2016年6月に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイストスピーチ解消法）の不十分さ、朝鮮学校に対する高校無償化除外問題及び補助金停止問題、アイヌ問題、難民に対する差別を含む人種差別について幅広く言及した<sup>1)</sup>。

日弁連は、8月14日に開催された委員会主催の公式NGOミーティングに参加した。このミーティングは、モーリシャス、キューバ及び日本のNGOを招待し、委員とNGOが対話をするというものであったが、出席者の大部分が日本のNGOであったため、委員は日本人の種差別についてより多くの時間を割いた。日弁連は、このミーティングにおいて、4つの課題（包括的差別禁止法の制定、外国籍調停委員の採用拒否の条約違反性、個人通報制度の導入及び国内人権機関の設置）に絞って発言をした。これは、今回日弁連とロビー活動において協働した「人種差別撤廃NGOネットワーク」<sup>2)</sup>（以下「ERDネット」という。）が多くの論点について発言をしており、これらの論点については日弁連見解と類似する同団体に委ねるのが妥当であると判断したためである。

このミーティングにおいて、委員の1人がヘイストスピーチ問題について高い関心を示したの

で、15日に当該委員とERDネット及び日弁連との対話の機会が設けられた。ここで、日弁連は包括的差別禁止法の制定の重要性を説明した。

また、日弁連は、政府報告書の審査当日に至るまで、毎日ランチタイム及び休憩時間に、委員会の建物の内部で上記4つの課題について委員に話しかけて情報提供するなどしてロビー活動を展開した。

### 2 日本政府報告書審査について

日本政府報告書に対する審査は、8月16日と17日の2日間にわたり行われた。

初日は、日本政府の国連担当大使より、日本政府による努力や成果についてプレゼンテーションがあった後、12名の委員から質問、意見が出された。委員が取り上げたテーマは、ヘイストスピーチが最も多く、続いて、慰安婦問題、部落差別、女性に対する複合差別、技能実習生・琉球沖縄・アイヌ・外国籍住民・ムスリム・難民に対する差別、人種差別の助長・扇動行為の処罰化について定める条約4条の留保、旧植民地出身者を巡る諸問題（高校無償化、公務就任権、調停委員選任拒否問題、社会保障、再入国許可など）、国内人権機関の設置、人身取引対策など多岐にわたった。

2日目は、日本政府が初日に出された委員からの質問・意見に対して回答した。

ヘイストスピーチについては、ある委員は「ヘイストスピーチ解消法の前文には、差別的言動は『許されない』と謳われている。しかし人種差別行為に対する制裁規定は解消法にも刑法にもない。『許さない』との理念をどうやって実現

1) 日本弁護士連合会『人種差別撤廃条約に基づき提出された第10回・第11回日本政府報告に対する日弁連報告書』（2018年3月15日）[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/Racial\\_discrimination\\_ja\\_10.11.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Racial_discrimination_ja_10.11.pdf)

2) マイノリティ当事者及び人種差別等の撤廃に取り組む団体・個人により形成され、マイノリティ相互の理解深化及び連帯強化に取り組み、国連機関を含む国内・国外諸機関への働きかけを行うネットワーク。[https://imadr.net/wordpress/wp-content/themes/imadr2017/pdf/p\\_erd01.pdf](https://imadr.net/wordpress/wp-content/themes/imadr2017/pdf/p_erd01.pdf)

するのか。」と指摘した。別の委員も「差別行為が不特定多数を対象にした途端、法による保護の対象外になってしまうのは問題。」と指摘したが、大使は、「差別表現と表現の自由との関係はトリッキーな問題であるが、我々は議論を重ね、教育、啓発といったボトムアップ・アプローチを選んだ。」旨の回答をした。関連して、条約4条を日本が留保していることについて、その撤回を求める意見も相次いだが、大使は2010年、2014年の審査時と同様、条約4条に關し、留保する旨の主張を述べた。

しかし、これに関して、2016年、2017年と、政府が公表したヘイトスピーチや外国籍住民の人権状況に関する調査の結果<sup>3)</sup>には深刻な差別の実態が示されているところ、日本政府は、当該調査結果について言及することなく、従前の主張を繰り返したものである。

慰安婦問題については、大使は「慰安婦問題が世界に注目される過程には不幸な経緯があった。」として、故吉田清治氏が虚偽の事実をねつ造して発表し（吉田証言）、これを大手新聞が事実であるかのように報道したことで誤ったイメージが国際社会に広まったが、その後新聞社も誤りを認め謝罪したことが十分知られておらず、無視されている旨の見解を示した<sup>4)</sup>。さらに前日の審査で委員が「性奴隸」という言葉を使ったことについて、「事実に反する」と述べた。これに対して、委員からは、慰安婦の問題については吉田証言だけではなくほかにも多くの資料がある、事実の矮小化や否定は許されない、なぜ性奴隸との表現が不適切なのか、といった指摘や疑問が相次いだ。

### 3 総括

委員会は、8月30日の総括所見で45項目に及ぶ懸念、勧告を表明した。総括所見の内容であるが、委員会は8項目で人種差別の定義に沿った包括的な差別禁止法の制定を勧告し、ヘイトスピーチとヘイトクライムについて、ヘイトス

ピーチ解消法が2016年6月に施行されたこと等を歓迎する一方、同法の適用範囲が極めて狭く、施行後もヘイトスピーチ及び暴力の扇動、インターネットとメディアにおけるヘイトスピーチ並びに公人によるヘイトスピーチ及び差別的発言が続いていることなどに懸念を表明し、解消法の改正、表現及び集会の自由を考慮しつつ加害者への制裁、インターネット及びメディアを通じたヘイトスピーチに対する効果的な措置、法執行官に対する研修など10点に及ぶ勧告を行い、この中で改めて、人種差別禁止に関する包括的な法律を採択することなどの勧告を行った（13、14項）。

また、パリ原則にのっとった国内人権機関の設置を勧告し（9、10項）、個人通報制度についても受諾宣言をするよう奨励している（43項）。

さらに、調停委員問題にも関連するものとして、在日コリアンや長期間滞在する外国籍及びその子孫といった日本国籍を有しない市民に対し、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務への就任を認めるよう勧告がなされた（22項、34項（e））。

その上で、これらの勧告のうち、国内人権機関の設置（10項）及び技能実習制度の政府による適正な規制及び監視（32項）について、日本政府に対し、1年以内に勧告の履行に関する情報を提供するよう求めるとともに（46項）、ヘイトスピーチとヘイトクライム（14項）、在日コリアンの地方参政権・公務就任権・朝鮮学校に対する高校無償化制度からの排除に関する問題（22項）及び外国籍住民に対する権利の確保（34項）についての勧告を、いずれも日本政府が特に注意を払うべき重要な勧告と位置付け、次回定期報告ではこれらの問題について詳細な情報を提供するよう要請した（46項）。

このように、全体的には、日弁連がロビー活動において重視した4つの課題についてはいずれも勧告が出されており、日弁連報告書の提出やロビー活動の成果は大きかったと評価できる。

3) 公益財団法人人権教育啓発推進センター『平成27年度法務省委託調査研究事業 ヘイトスピーチに関する実態調査報告書』（2016年（平成28年）3月）<http://www.moj.go.jp/content/001201158.pdf>  
公益財団法人人権教育啓発推進センター『平成28年度法務省委託調査研究事業 外国人住民調査報告書－訂正版－』（2017年（平成29年）6月）<http://www.moj.go.jp/content/001226182.pdf>

4) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000395943.pdf>